





無償拂下について地方長官に通牒を發した通牒字  
第五項關係

特殊物件処分大綱

(昭和二〇、二一、二九閣議決定)

第九項關係

宮城縣白石町に隠匿せる羊毛に關する処理狀  
況

(二)

内務省英綱第一三四号

昭和二十年十一月十七日

内務省調査部長

大嶋弘夫

内務大臣官房会計課長

吉富滋

各地方長官殿

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル物面ノ会計上ノ取扱ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル物面ノ処置ニ關シテハ曩ニ容月十八日附内務省  
英綱第十七号紀ニヲ以テ直牒ノ次第モ有之候処本件物面ハ聯合軍ヨリ帝國  
政府ニ返還ヲ爲シタルモノナルヲ以テ國有ノ物面トシテ物面会計規則等ノ法  
規ノ適用ヲ受クル前提ノ下ニ今回之が措置ニ關シ勅令第六百三十三号(別  
紙一)公布セラレ候ニ付テハ内務省告示第二百六十三号(別紙二)参照ノ  
上之が取扱ノ適確ヲ期セラレ度  
尚行勅令第一項ニ明シテハ別途訓令相成候條細了知有之度



初令第六百三十三号

聯合國最高司令官ヨリ帝國政府ニ返還セラレクル物品ノ出納ニ関シテハ當  
分ノ内所管大臣ノ定ムル替類ヲ以テ物品会計規則第十條第一項ニ規定スル  
物品ノ出納帳簿ニ代フルコトヲ得

前項ノ物品ハ之ヲ公共用、公用又ハ公益事業用ニ供スル爲特に必要ナル場  
合ニ限り無償ニテ貸付スルコトヲ得

第一項ノ物品中被服、寝具其ノ他ノ生活必需品及内務大臣ノ指定スルモノ  
ハ之ヲ貧困ノ爲生活困難ナル者又ハ引揚那人ニシテ緊急救助ヲ要スルモノ  
ニ対シ譲與スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



内務省告示第二百六十三号

昭和二十年勅令第六百三十三号ニ依リ左ノ物ヲ指定ス

昭和二十年十一月十七日

内務大臣 堀切善次郎

医薬品其ノ他ノ衛生用物資

食糧品



## 五 特殊物件処分大綱

(昭和二〇・二一・二九閣議決定)

(一) 中央に於て具体的に処分を決定するは施設(小規模のものを除く)及重要な品目の物件に限り其他の物件及施設の具体的処分は地方廳として実施せしめ中央は其方針を示すに止まるものとする

中央に於て処分を決定すべき主要物件の品目は至急研究の上之を決定すること並に主要食糧(米、麦、雑穀、小麦粉及乾パン)特殊糧食中の特定品、塩、被服、木材、医薬品其他衛生用物資及自動車は中央に於て処分を決定するものとし至急之が其対策を樹立すること

(二) 地方に於ける本処分の実施の円滑適正を期する爲各地方廳に地方長官を中心とし關係官衙代表者、民間有識者等を委員とする特別の委員会を設けしむること

並に主食及特殊糧食中の特定品以外の食糧及家庭用雜品の処分を速に実施せしむること

(三) 本件処分は聯合軍の指示に従うべしは勿論なるも其の実施に当りては



(一) 戦災者・遺族、外地引揚者（帰還將兵を含む）の救護、(二) 食糧の確保及増産、(三) 医療救護、(四) 交通々信の復旧、(五) 職業補導及教育施設に重点を置くものとする

(四) 本件処分は実情に即し且つ迅速に行うことを目途とすること  
処分は國又は公共団体に於て直接使用するものを除き公定価格を基準とする有償交付を原則とするも戦災者等の受益者の性質に依り事情に因り無償交付を行うものとする

施設に付ては別途決定するものとする  
本件収入は原則として民生安定の資に供する如く措置すること  
(六) 帰還外征部隊將兵及外地引揚者に就ては明年三月末日迄に於ける所要見込の物件の数量を保留し其後の帰還者若は引揚者に対しては政府の責任に於て別途必要なる給与を行うものとする。但し主要食糧に付ては別途措置すること

凡、当該物資は仙台地方経済安定局にて目下保管中にて未だ物資の処分はしてゐないとの由である

### 処理状況

昭和二十二年十二月二十九日摘発突如（小松重繁官邸）  
右日時に保管請替を取り物資を保管中であるが、仙台商工局より東北振興株式会社への生産命令に対する業者の生産を阻害しない様々の都度部分的に保管を解除してゐる。  
然し全般的な解除は計画してゐない、目下物資の性格その他の調査を進行させてゐる。

物資名

数量

羊毛

三五六箇

物資所在場所

宮城県柞田郡白石町

農業倉庫内



衆甲第四

號の属起案

昭和三十三年三月五日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

昭和三十三年三月五日

内閣総理大臣

衆議院議長宛

二月四日衆初院第一五号を以て提出要求のあつた託附のうち出来のものを左記のとおり送付する。

託